

／新婚世帯を対象に家賃等を支援します／

対象世帯については、「対象世帯確認シート」にてご確認をお願いします。

1世帯あたり（39歳以下）

30万円

【申請期間】

令和5年7月～令和6年3月31日

夫婦ともに29歳以下の世帯

60万円

※宮古島市役所 総合庁舎1階 地域振興課 へ申請書類をご持参ください。

🏠 補助対象経費 🏠

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った次の①から④の費用

※契約書や領収書等、支払い内容を確認できる書類のコピーを提出できるものに限りです。

- ① 住宅取得に係る費用のうち、建物の購入費用
- ② 住宅賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
※婚姻後に生じた費用が対象となります。
- ③ リフォーム費用のうち、物件の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
※倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、家電購入及び設置に係る費用は対象外です。
- ④ 引越費用のうち、引越業者又は運送業者への支払いに係る費用

🏠 事業の流れ 🏠



☆手続きに必要な各種様式については、「宮古島市ホームページから印刷」又は「地域振興課にて受け取り」をお願いします。

☆詳しい事業内容についても、ホームページにてご確認ください。

申請先・問い合わせ先：〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市役所 市民生活部 地域振興課 地域振興係（宮古島市役所総合庁舎1階）

受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15（土・日・祝日を除く）

【電話】0980-73-4905 【FAX】0980-73-1987

令和5年度宮古島市結婚新生活支援事業補助金 対象世帯確認シート

令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届が受理され、夫婦共に、婚姻日時点の年齢が39歳以下である。(40歳誕生日の2日前までに受理されていること。29歳の場合も同様。)

※宮古島市以外の自治体における受理も含む。

